

事 務 連 絡

平成20年10月21日

各

{	都道府県	}	障害福祉主管部（局）	殿
	指定都市・中核市		高齢者福祉主管部（局）	殿
	各地方裁判所所在市（区）			

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

老 健 局 総 務 課

裁判員制度の円滑な施行に向けた介護サービスに係る環境の整備について

平素より厚生労働行政の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度が平成21年5月21日に始まります。裁判員制度については、国民の刑事裁判への参加によって、裁判の進め方やその内容に国民の視点や感覚が反映されるとともに、裁判がより身近なものとなり、司法への信頼も一層高まることが期待されています。

そこで、裁判員制度の円滑な施行に向けて、平成17年8月3日に裁判員制度関係省庁等連絡会議が開催され、当該連絡会議において「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」が策定されています。

当該行動計画においては、「高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員の職務等により介護を行うことが一時的に困難となる場合、通所介護やショートステイ等の利用が可能であることから、これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また、厚生労働省、法務省及び最高裁判所は連携して、全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努め、介護している者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。」こととされているところです。

つきましては、下記の事項に関して、御対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、御参考として、「介護サービス利用イメージ」（別紙1）、「裁判員裁判実施庁一覧」（別紙2）、「各地方裁判所取扱区域一覧」（別紙3）、「介護ニーズ試算表」（別紙4及び別紙5）及び「介護をしている裁判員等について」（別紙6）を添付させていただきます。

また、本事務連絡については、最高裁判所と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 各地方裁判所と各都道府県・市区町村の連携について

介護を行っている方が裁判員及び裁判員候補者（以下、「裁判員等」と言う。）として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を実現するためには、各地方裁判所と都道府県・市区町村とが十分に連携を図る必要があります。

そのため、裁判所が裁判員候補者に対して市区町村の担当窓口及びその連絡先を紹介することができるよう、各都道府県におかれましては、管内の市区町村の担当窓口をとりまとめて様式1及び様式2に御記入の上、平成20年10月28日までに管内の地方裁判所（支部を含む。）に対し、情報提供をお願いいたします（別紙2及び別紙3参照）。

また、各地方裁判所から協議のための連絡や要請があった場合には、適宜御対応いただくなど、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

2. 介護サービス利用のための情報提供等の協力について

裁判員等に選ばれ、刑事裁判に参加した場合、裁判員等の職務に従事する間、高齢の要介護者・要支援者や障害者（以下「要介護者等」という。）の方の必要に応じて、介護サービスを適切かつ円滑に利用していただけるよう環境を整える必要があります。

このため、介護を行っている裁判員等から市区町村に相談があった場合には、裁判員等がその職務の間、要介護者等が介護サービスを適切かつ円滑に利用できるように必要な情報を提供するなど、裁判員制度の円滑な施行に向けた介護サービスに係る環境の整備に御協力をお願い申し上げます。

また、裁判員等に選ばれた方が裁判員等の職務に従事されている間、要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、所管の事業所・施設に対して協力を依頼していただくなどの御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、最高裁判所の試算によると、介護ニーズについては、別紙4及び別紙5のとおり程度とされていますので、各都道府県・市区町村におかれましては、介護サービスの適切な利用環境を整えるに当たっての御参考としていただきますようお願いいたします。

また、介護を行っている方が裁判員等に選ばれた場合の要介護者の介護サービス利用イメージについては、別紙1を御参照ください。

[担当者連絡先]

① 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課企画法令係 西平

Tel : 03-5253-1111 (内線 : 3022)

Mail : nishihira-toshihide@mhlw.go.jp

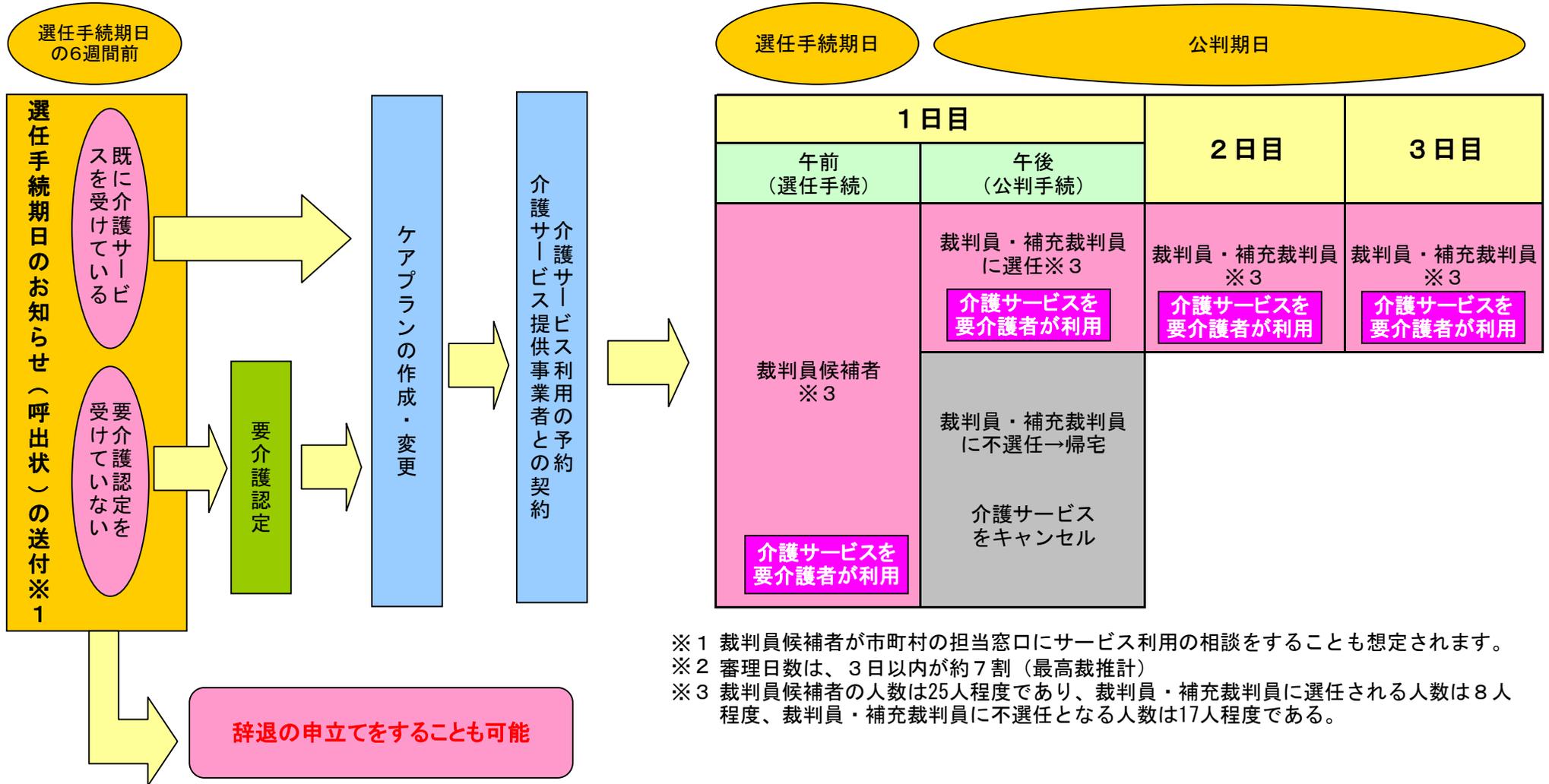
② 厚生労働省老健局総務課企画法令係 志鶴

Tel : 03-5253-1111 (内線 : 3919)

Mail : shizuru-norikazu@mhlw.go.jp

介護サービス利用イメージ(審理日数3日間の場合※2)

介護者が裁判員に選ばれた場合には、以下のような流れで介護サービスをご利用いただくことで裁判員として裁判にご参加いただけます。



※1 裁判員候補者が市町村の担当窓口でサービス利用の相談をすることも想定されます。
※2 審理日数は、3日以内が約7割(最高裁推計)
※3 裁判員候補者の人数は25人程度であり、裁判員・補充裁判員に選任される人数は8人程度、裁判員・補充裁判員に不選任となる人数は17人程度である。

(別紙2)

裁判員裁判実施庁一覧

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判所名	所在地		問い合わせ先	電話番号
旭川地方裁判所	070-8640	旭川市花咲町4	旭川地裁総務課	0166-51-6252
札幌地方裁判所	060-0042	札幌市中央区大通西11	札幌地裁総務課	011-231-4200
釧路地方裁判所	085-0824	釧路市柏木町4-7	釧路地裁総務課	0154-41-4171
函館地方裁判所	040-8601	函館市上新川町1-8	函館地裁総務課	0138-42-2151
青森地方裁判所	030-8522	青森市長島1-3-26	青森地裁総務課	017-722-5351
盛岡地方裁判所	020-8520	盛岡市内丸9-1	盛岡地裁総務課	019-622-3165
秋田地方裁判所	010-8504	秋田市山王7-1-1	秋田地裁総務課	018-824-3121
仙台地方裁判所	980-8639	仙台市青葉区片平1-6-1	仙台地裁総務課	022-222-6111
山形地方裁判所	990-8531	山形市旅籠町2-4-22	山形地裁総務課	023-623-9511
福島地方裁判所	960-8512	福島市花園町5-45	福島地裁総務課	024-534-2156
福島地方裁判所郡山支部	963-8566	郡山市麗山1-2-26		
宇都宮地方裁判所	320-8505	宇都宮市小幡1-1-38	宇都宮地裁総務課	028-621-2111
前橋地方裁判所	371-8531	前橋市大手町3-1-34	前橋地裁総務課	027-231-4275
水戸地方裁判所	310-0062	水戸市大町1-1-38	水戸地裁総務課	029-224-8408
さいたま地方裁判所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	さいたま地裁総務課	048-863-4111
千葉地方裁判所	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	千葉地裁総務課	043-222-0165
東京地方裁判所	100-8920	千代田区霞が関1-1-4	東京地裁総務課	03-3581-5411
東京地方裁判所八王子支部 (※制度実施時まで、立川市に移転予定)	192-8516	八王子市明神町4-21-1		
横浜地方裁判所	231-8502	横浜市中区日本大通9	横浜地裁総務課	045-201-9631
横浜地方裁判所小田原支部	250-0012	小田原市本町1-7-9		

(別紙2)

裁判所名	所在地		問い合わせ先	電話番号
甲府地方裁判所	400-0032	甲府市中央1-10-7	甲府家裁総務課	055-235-1131
長野地方裁判所	380-0846	長野市旭町1108	長野家裁総務課	026-232-4991
長野地方裁判所松本支部	390-0873	松本市丸の内10-35		
静岡地方裁判所	420-8633	静岡市葵区追手町10-80	静岡地裁総務課	054-252-6111
静岡地方裁判所沼津支部	410-8550	沼津市御幸町21-1		
静岡地方裁判所浜松支部	430-8520	浜松市中区中央一丁目12-5		
新潟地方裁判所	951-8511	新潟市中央区学校町通1-1	新潟地裁総務課	025-222-4131
名古屋地方裁判所	460-8504	名古屋市中区三の丸1-4-1	名古屋地裁総務課	052-203-9092
名古屋地方裁判所岡崎支部	444-8554	岡崎市明大寺町奈良井3		
津地方裁判所	514-8526	津市中央3-1	津地裁総務課	059-226-4804
岐阜地方裁判所	500-8710	岐阜市美江寺町2-4-1	岐阜地裁総務課	058-262-5121
福井地方裁判所	910-8524	福井市春山1-1-1	福井地裁総務課	0776-22-5000
金沢地方裁判所	920-8655	金沢市丸の内7-2	金沢地裁総務課	076-262-4421
富山地方裁判所	939-8502	富山市西田地方町2-9-1	富山地裁総務課	076-421-3810
奈良地方裁判所	630-8213	奈良市登大路町35	奈良地裁総務課	0742-26-1271
大津地方裁判所	520-0044	大津市京町3-1-2	大津地裁総務課	077-522-4281
和歌山地方裁判所	640-8143	和歌山市二番丁1	和歌山地裁総務課	073-422-4191
大阪地方裁判所	530-8522	大阪市北区西天満2-1-10	大阪地裁総務課	06-6363-1281
大阪地方裁判所堺支部	590-8511	堺市堺区南瓦町2-28	大阪地裁堺支部庶務課	072-223-7001
京都地方裁判所	604-8550	京都市中京区菊屋町	京都地裁総務課	075-211-4111
神戸地方裁判所	650-8575	神戸市中央区橘通2-2-1	神戸地裁総務課	078-341-7521

(別紙2)

裁判所名	所在地		問い合わせ先	電話番号
神戸地方裁判所姫路支部	670-0947	姫路市北条1-250	神戸地裁総務課	078-341-7521
岡山地方裁判所	700-0807	岡山市南方1-8-42	岡山地裁総務課	086-222-6771
広島地方裁判所	730-0012	広島市中区上八丁堀2-43	広島地裁総務課	082-228-0421
鳥取地方裁判所	680-0011	鳥取市東町2-223	鳥取地裁総務課	0857-22-2171
松江地方裁判所	690-8523	松江市母衣町68	松江地裁総務課	0852-23-1701
山口地方裁判所	753-0048	山口市駅通り1-6-1	山口地裁総務課	083-922-1330
高松地方裁判所	760-8586	高松市丸の内1-36	高松地裁総務課	087-851-1537
徳島地方裁判所	770-8528	徳島市徳島町1-5	徳島地裁総務課	088-652-3141
高知地方裁判所	780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	高知地裁総務課	088-822-0340
松山地方裁判所	790-8539	松山市一番町3-3-8	松山地裁総務課	089-941-4151
福岡地方裁判所	810-8653	福岡市中央区城内1-1	福岡地裁総務課	092-781-3141
福岡地方裁判所小倉支部	803-8531	北九州市小倉北区金田1-4-1		
佐賀地方裁判所	840-0833	佐賀市中の小路3-22	佐賀地裁総務課	0952-23-3161
長崎地方裁判所	850-8503	長崎市万才町9-26	長崎地裁総務課	095-822-6151
大分地方裁判所	870-8564	大分市荷揚町7-15	大分地裁総務課	097-532-7161
熊本地方裁判所	860-8513	熊本市京町1-13-11	熊本地裁総務課	096-325-2121
鹿児島地方裁判所	892-8501	鹿児島市山下町13-47	鹿児島地裁総務課	099-222-7121
宮崎地方裁判所	880-8543	宮崎市旭2-3-13	宮崎地裁総務課	0985-23-2263
那覇地方裁判所	900-8567	那覇市樋川1-14-1	那覇地裁総務課	098-855-3366

各地方裁判所取扱区域一覧

裁判所名	取扱区域
旭川地方裁判所	北海道の内 旭川市 上川郡(石狩国 手塩国) 深川市 雨龍郡 富良野市 空知郡(上富良野町 中富良野町 南富良野町) 勇払郡(占冠村) 名寄市 士別市 中川郡(天塩国) 枝幸郡 紋別市 紋別郡(滝上町 興部町 西興部村 雄武町) 留萌市 増毛郡 留萌郡 苫前郡 稚内市 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡
札幌地方裁判所	北海道の内 札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩郡 岩見沢市 美唄市 三笠市 夕張郡 空知郡(南幌町 奈井江町 上砂川町) 樺戸郡 夕張市 滝川市 芦別市 赤平市 砂川市 歌志内市 室蘭市 登別市 白老郡 伊達市 有珠郡 虻田郡 苫小牧市 勇払郡(安平町 厚真町 むかわ町) 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡 沙流郡 新冠郡 小樽市 余市郡 古平郡 積丹郡 岩
釧路地方裁判所	北海道の内 釧路市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 帯広市 河西郡 広尾郡 十勝郡 上川郡(十勝国) 河東郡 中川郡(十勝国) 足寄郡 網走市 北見市 斜里郡 網走郡 常呂郡 紋別郡(遠軽町 上湧別町 湧別町) 根室市 標津郡 野付郡 目梨郡
函館地方裁判所	北海道の内 函館市 北斗市 上磯郡 亀田郡 茅部郡 松前郡 山越郡 瀬棚郡 久遠郡 二世郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 寿都郡 島牧郡
青森地方裁判所	青森県
盛岡地方裁判所	岩手県
秋田地方裁判所	秋田県
仙台地方裁判所	宮城県
山形地方裁判所	山形県
福島地方裁判所	福島県(ただし、福島地裁郡山支部取扱区域内の自治体を除く。)
福島地裁郡山支部	福島県の内 郡山市 須賀川市 田村市 本宮市 岩瀬郡 田村郡 安達郡 白河市 西白河郡 東白川郡 石川郡 会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 南会津郡 いわき市 双葉郡
宇都宮地方裁判所	栃木県
前橋地方裁判所	群馬県
水戸地方裁判所	茨城県
さいたま地方裁判所	埼玉県
千葉地方裁判所	千葉県
東京地方裁判所	東京都(ただし、東京地裁八王子支部取扱区域内の自治体を除く。)
東京地裁八王子支部	東京都の内 八王子市 日野市 あきる野市 西多摩郡 立川市 府中市 昭島市 調布市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 武蔵村山市 武蔵野市 三鷹市 小金井市 小平市 東村山市 西東京市 清瀬市 東久留米市 青梅市 福生市 羽村市 町田市 多摩市 稲城市
(※制度実施時まで、立川市に移転予定)	
横浜地方裁判所	神奈川県(ただし、横浜地裁小田原支部取扱区域内の自治体を除く。)
横浜地裁小田原支部	神奈川県の内 平塚市 中郡 小田原市 秦野市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡 厚木市 伊勢原市 愛甲郡
甲府地方裁判所	山梨県
長野地方裁判所	長野県(ただし、長野地裁松本支部取扱区域内の自治体を除く。)
長野地裁松本支部	長野県の内 松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡 木曾郡 大町市 北安曇郡 諏訪市 茅野市 諏訪郡 岡谷市 飯田市 下伊那郡 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
静岡地方裁判所	静岡県(ただし、静岡地裁沼津支部及び浜松支部取扱区域内の自治体を除く。)
静岡地裁沼津支部	静岡県の内 熱海市 伊東市 三島市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡 富士市 富士宮市 富士郡 下田市 賀茂郡
静岡地裁浜松支部	静岡県の内 浜松市 磐田市 袋井市 湖西市 浜名郡 掛川市 御前崎市(御前崎、白羽及び港を除く。) 菊川市 周智郡
新潟地方裁判所	新潟県
名古屋地方裁判所	愛知県(ただし、名古屋地裁岡崎支部取扱区域内の自治体を除く。)

各地方裁判所取扱区域一覧

裁判所名	取扱区域
名古屋地裁岡崎支部	愛知県の内 岡崎市 額田郡 安城市 碧南市 刈谷市 西尾市 知立市 高浜市 幡豆郡 豊田市 西加茂郡 豊橋市 豊川市 蒲都市 田原市 宝飯郡 新城市 北設楽
津地方裁判所	三重県
岐阜地方裁判所	岐阜県
福井地方裁判所	福井県
金沢地方裁判所	石川県
富山地方裁判所	富山県
奈良地方裁判所	奈良県
大津地方裁判所	滋賀県
和歌山地方裁判所	和歌山県
大阪地方裁判所	大阪府(ただし、大阪地裁堺支部取扱区域内の自治体を除く。)
大阪地裁堺支部	大阪府の内 堺市 高石市 大阪狭山市 富田林市 河内長野市 南河内郡 羽曳野市 松 原市 柏原市 藤井寺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 泉北郡 泉佐 野市 泉南市 阪南市 泉南郡
京都地方裁判所	京都府
神戸地方裁判所	兵庫県(ただし、神戸地裁姫路支部取扱区域内の自治体を除く。)
神戸地裁姫路支部	兵庫県の内 姫路市 相生市 赤穂市 朝来市 神崎郡 赤穂郡 加古川市 高砂市 加古郡 西脇市 小野市 加西市 加東市 多可郡 たつの市 宍粟市 揖保郡 佐用郡 豊岡市 養父市 美方郡
岡山地方裁判所	岡山県
広島地方裁判所	広島県
鳥取地方裁判所	鳥取県
松江地方裁判所	島根県
山口地方裁判所	山口県
高松地方裁判所	香川県
徳島地方裁判所	徳島県
高知地方裁判所	高知県
松山地方裁判所	愛媛県
福岡地方裁判所	福岡県(ただし、福岡地裁小倉支部取扱区域内の自治体を除く。)
福岡地裁小倉支部	福岡県の内 北九州市 中間市 遠賀郡 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡
佐賀地方裁判所	佐賀県
長崎地方裁判所	長崎県
大分地方裁判所	大分県
熊本地方裁判所	熊本県
鹿児島地方裁判所	鹿児島県
宮崎地方裁判所	宮崎県
那覇地方裁判所	沖縄県

介護ニーズ試算表(最高裁判所推計)①
(全国の裁判員候補者の介護ニーズの試算(2.0%)を各地裁所在地の事件数ごとに割り振り、介護ニーズのある裁判員数を試算したもの)

※ 最もニーズが多くなると考えられる月曜日の午前中であっても、1人以上のニーズが見込まれるのは東京、大阪など大都市圏の一部のみ。その他のほとんどの地域のニーズは1人未満と推計される。また、ニーズが低いと推計される火曜日以降は1人以上のニーズは見込まれていない。

庁名	事件数 (平成19年) (単位：件)	毎週月曜日		毎週火曜日	毎週水曜日以降
		午前	午後		
		(単位：人)			
総数	2,643	69.25	37.64	7.65	6.20
旭川地本庁	17	0.45	0.24	0.05	0.04
札幌地本庁	70	1.83	1.00	0.20	0.16
釧路地本庁	12	0.31	0.17	0.03	0.03
函館地本庁	23	0.60	0.33	0.07	0.05
青森地本庁	17	0.45	0.24	0.05	0.04
盛岡地本庁	21	0.55	0.30	0.06	0.05
秋田地本庁	10	0.26	0.14	0.03	0.02
仙台地本庁	61	1.60	0.87	0.18	0.14
山形地本庁	17	0.45	0.24	0.05	0.04
福島地本庁	3	0.08	0.04	0.01	0.01
福島地郡山	33	0.86	0.47	0.10	0.08
宇都宮地本庁	62	1.62	0.88	0.18	0.15
前橋地本庁	62	1.62	0.88	0.18	0.15
水戸地本庁	42	1.10	0.60	0.12	0.10
さいたま地本庁	106	2.78	1.51	0.31	0.25
千葉地本庁	214	5.61	3.05	0.62	0.50
東京地本庁	215	5.63	3.06	0.62	0.50
東京地八王子	40	1.05	0.57	0.12	0.09
横浜地本庁	153	4.01	2.18	0.44	0.36
横浜地小田原	18	0.47	0.26	0.05	0.04
甲府地本庁	15	0.39	0.21	0.04	0.04
長野地本庁	34	0.89	0.48	0.10	0.08
長野地松本	23	0.60	0.33	0.07	0.05
静岡地本庁	19	0.50	0.27	0.06	0.04
静岡地沼津	25	0.66	0.36	0.07	0.06
静岡地浜松	14	0.37	0.20	0.04	0.03
新潟地本庁	29	0.76	0.41	0.08	0.07
名古屋地本庁	114	2.99	1.62	0.33	0.27
名古屋地岡崎	21	0.55	0.30	0.06	0.05
津地本庁	39	1.02	0.56	0.11	0.09
岐阜地本庁	36	0.94	0.51	0.10	0.08
福井地本庁	7	0.18	0.10	0.02	0.02
金沢地本庁	16	0.42	0.23	0.05	0.04
富山地本庁	11	0.29	0.16	0.03	0.03
奈良地本庁	39	1.02	0.56	0.11	0.09
大津地本庁	13	0.34	0.19	0.04	0.03
和歌山地本庁	16	0.42	0.23	0.05	0.04
大阪地本庁	254	6.65	3.62	0.74	0.60
大阪地堺	52	1.36	0.74	0.15	0.12
京都地本庁	70	1.83	1.00	0.20	0.16
神戸地本庁	87	2.28	1.24	0.25	0.20
神戸地姫路	21	0.55	0.30	0.06	0.05
岡山地本庁	37	0.97	0.53	0.11	0.09
広島地本庁	37	0.97	0.53	0.11	0.09
鳥取地本庁	11	0.29	0.16	0.03	0.03
松江地本庁	14	0.37	0.20	0.04	0.03
山口地本庁	27	0.71	0.38	0.08	0.06
高松地本庁	27	0.71	0.38	0.08	0.06
徳島地本庁	16	0.42	0.23	0.05	0.04
高知地本庁	19	0.50	0.27	0.06	0.04
松山地本庁	16	0.42	0.23	0.05	0.04
福岡地本庁	94	2.46	1.34	0.27	0.22
福岡地小倉	32	0.84	0.46	0.09	0.08
佐賀地本庁	9	0.24	0.13	0.03	0.02
長崎地本庁	22	0.58	0.31	0.06	0.05
大分地本庁	17	0.45	0.24	0.05	0.04
熊本地本庁	40	1.05	0.57	0.12	0.09
鹿児島地本庁	29	0.76	0.41	0.08	0.07
宮崎地本庁	18	0.47	0.26	0.05	0.04
那覇地本庁	27	0.71	0.38	0.08	0.06

介護ニーズ試算表(最高裁判所推計)②
(全国の裁判員候補者の介護ニーズの試算(0.66%)を各地裁所在地の事件数ごとに割り振り、介護ニーズのある裁判員数を試算したもの)

※ 最もニーズが多くなると考えられる月曜日の午前中であっても、1人以上のニーズが見込まれるのは東京、大阪など大都市圏の一部のみ。その他のほとんどの地域のニーズは1人未満と推計される。また、ニーズが低いと推計される火曜日以降は1人以上のニーズは見込まれていない。

庁名	事件数 (平成19年) (単位:件)	毎週月曜日		毎週火曜日	毎週水曜日以降
		午前	午後		
		(単位:人)			
総数	2,643	22.85	12.42	2.53	2.04
旭川地本庁	17	0.15	0.08	0.02	0.01
札幌地本庁	70	0.61	0.33	0.07	0.05
釧路地本庁	12	0.10	0.06	0.01	0.01
函館地本庁	23	0.20	0.11	0.02	0.02
青森地本庁	17	0.15	0.08	0.02	0.01
盛岡地本庁	21	0.18	0.10	0.02	0.02
秋田地本庁	10	0.09	0.05	0.01	0.01
仙台地本庁	61	0.53	0.29	0.06	0.05
山形地本庁	17	0.15	0.08	0.02	0.01
福島地本庁	3	0.03	0.01	0.00	0.00
福島地郡山	33	0.29	0.16	0.03	0.03
宇都宮地本庁	62	0.54	0.29	0.06	0.05
前橋地本庁	62	0.54	0.29	0.06	0.05
水戸地本庁	42	0.36	0.20	0.04	0.03
さいたま地本庁	106	0.92	0.50	0.10	0.08
千葉地本庁	214	1.85	1.01	0.20	0.17
東京地本庁	215	1.86	1.01	0.21	0.17
東京地八王子	40	0.35	0.19	0.04	0.03
横浜地本庁	153	1.32	0.72	0.15	0.12
横浜地小田原	18	0.16	0.08	0.02	0.01
甲府地本庁	15	0.13	0.07	0.01	0.01
長野地本庁	34	0.29	0.16	0.03	0.03
長野地松本	23	0.20	0.11	0.02	0.02
静岡地本庁	19	0.16	0.09	0.02	0.01
静岡地沼津	25	0.22	0.12	0.02	0.02
静岡地浜松	14	0.12	0.07	0.01	0.01
新潟地本庁	29	0.25	0.14	0.03	0.02
名古屋地本庁	114	0.99	0.54	0.11	0.09
名古屋地岡崎	21	0.18	0.10	0.02	0.02
津地本庁	39	0.34	0.18	0.04	0.03
岐阜地本庁	36	0.31	0.17	0.03	0.03
福井地本庁	7	0.06	0.03	0.01	0.01
金沢地本庁	16	0.14	0.08	0.02	0.01
富山地本庁	11	0.10	0.05	0.01	0.01
奈良地本庁	39	0.34	0.18	0.04	0.03
大津地本庁	13	0.11	0.06	0.01	0.01
和歌山地本庁	16	0.14	0.08	0.02	0.01
大阪地本庁	254	2.20	1.19	0.24	0.20
大阪地堺	52	0.45	0.24	0.05	0.04
京都地本庁	70	0.61	0.33	0.07	0.05
神戸地本庁	87	0.75	0.41	0.08	0.07
神戸地姫路	21	0.18	0.10	0.02	0.02
岡山地本庁	37	0.32	0.17	0.04	0.03
広島地本庁	37	0.32	0.17	0.04	0.03
鳥取地本庁	11	0.10	0.05	0.01	0.01
松江地本庁	14	0.12	0.07	0.01	0.01
山口地本庁	27	0.23	0.13	0.03	0.02
高松地本庁	27	0.23	0.13	0.03	0.02
徳島地本庁	16	0.14	0.08	0.02	0.01
高知地本庁	19	0.16	0.09	0.02	0.01
松山地本庁	16	0.14	0.08	0.02	0.01
福岡地本庁	94	0.81	0.44	0.09	0.07
福岡地小倉	32	0.28	0.15	0.03	0.02
佐賀地本庁	9	0.08	0.04	0.01	0.01
長崎地本庁	22	0.19	0.10	0.02	0.02
大分地本庁	17	0.15	0.08	0.02	0.01
熊本地本庁	40	0.35	0.19	0.04	0.03
鹿児島地本庁	29	0.25	0.14	0.03	0.02
宮崎地本庁	18	0.16	0.08	0.02	0.01
那覇地本庁	27	0.23	0.13	0.03	0.02

介護をしている裁判員等について
(最高裁判所作成)

1. 介護をしている裁判員等から相談がなされる見込みについて

裁判員制度は平成21年5月21日から始まりますが、平成20年12月上旬には、裁判員候補者名簿に登録された方に、その旨の通知が届きます。この通知を受け取った方から、市区町村や裁判所に対して、介護をしている場合にどのようにして裁判に参加するのかなどについて相談や問い合わせがあると考えられますので、そのような方から相談や問い合わせがあった際には、必要な情報を提供していただけるように御準備願います。

また、平成21年7月ごろから、実際に裁判所に来ていただくお知らせが裁判員候補者に届きますので、それ以降は、具体的な利用方法等について、相談や問い合わせがあると考えられます。

2. 裁判員等から介護サービスの利用の申込みがされる時期の見込みについて

裁判員等が介護サービスを利用するまでの流れにつきましては、以下①ないし③のとおりです。

① 地方裁判所は、裁判員候補者に対して、裁判所に出頭してもらう日(この日から介護サービスを利用する必要が生じます。)の6週間前までに、「選任手続期日のお知らせ(呼出状)」を送付します。

(注) この段階で、裁判員候補者が介護サービスを利用する必要がある日を認識することになり、辞退の申立てをするのか、あるいは介護サービスを利用して裁判に参加するのかなどの態度を決めることとなります。

② 裁判員候補者から裁判所に対して、被介護者を預けて裁判に参加したいといった問い合わせがあった場合は、裁判所は、既存の介護サービスを利用して、裁判員裁判に参加することができることを伝達するとともに、問い合わせ先(市区町村の担当窓口)の情報を提供します。

③ この結果、裁判員候補者から市区町村の担当窓口に対して、介護サービス利用に関する相談がされることになるものと思われます。

(注1) 裁判員候補者によっては、裁判所を介さずに、直接市区町村の担当窓口にご相談することもあります。

(注2) 実際に介護サービスを利用する場合のイメージについては、別紙1をご参照ください。

(別紙6)

3. 裁判員等に支給される日当について

裁判員候補者並びに裁判員及び補充裁判員には、日当として、それぞれ1日当たり8,000円以内又は1万円以内の金額が支給されますが、具体的な金額は選任手続や審理等の時間に応じて裁判所が個別に決定することとなっています。

(注) 選任手続期日が午前中に終了し、裁判員に選任されなかった場合には、上記日当額の半額程度(4,000円前後)が支給されます。